

申請から補助金交付までの流れ

1 特殊詐欺電話撃退装置等の購入・設置・機能設定

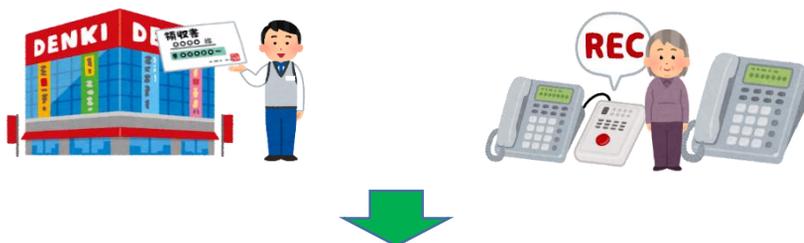
固定電話機又はケーブルなどを接続する方法により固定電話機に外部接続可能な以下の機能を有する機器を購入する。

- (1) 電話の着信時、呼出し音が鳴る前に通話内容を録音する旨の警告メッセージを電話の相手方に発する機能
- (2) 通話内容を自動で録音する機能

購入した機器を申請者宅に設置の上、上記機能を設定してください。

※ 対象機器は、令和6年4月1日以降に購入した新品で、申請者の住所に設置する必要があります。

※ 領収書の宛名欄には、申請者又は代理購入者氏名の記載が必要です。



2 申請書類の準備

- ・特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書
- ・領収書の写し
- ・申請者の氏名、住所及び生年月日が確認出来る公的書類の写し
- ・振込先となる申請者名義の預貯金通帳又はキャッシュカードの写し

※ 代理購入の場合は、追加の書類が必要です。

※ 詳細は「申請に必要な書類」を参照ください。

※ 申請書や同意書は、宮城県警察のホームページからダウンロードすることも可能ですが、警察本部や警察署、交番にて用紙を受け取ることも可能です。



3 書類提出

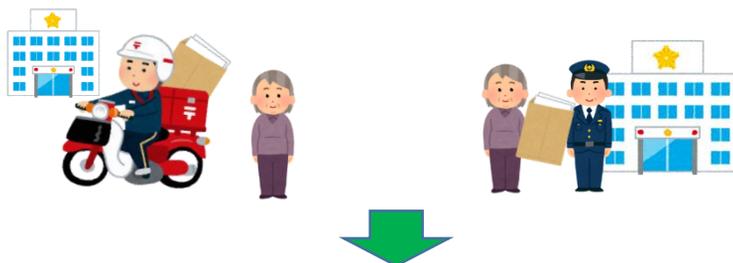
準備した書類を、宮城県警察本部まで郵送又は持参してください。

※ 警察署や交番、駐在所での受理はしていません。

【郵送先】 〒980-8410

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策係



4 書類審査・設置確認

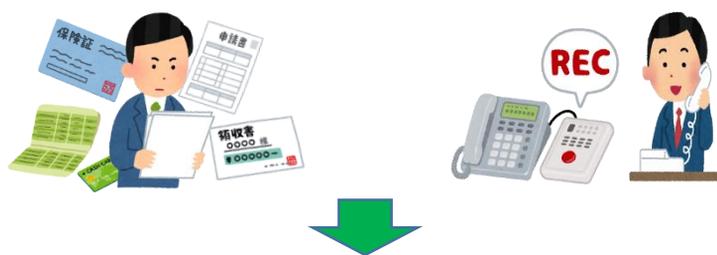
書類審査の後、警察本部からの電話による警告メッセージ確認等により、購入した機器の設置状況を調査します。

なお、警告メッセージの確認が出来次第、申請者宅で呼出し音が鳴る前に通話を切る場合があります。

【警察本部電話番号】 022-221-7171

※ 機器設置時に警告メッセージ機能の設定を済ませてください。

※ 申請書に記載の対象機器の電話番号に電話をかけます。



5 決定通知・アンケート調査

調査結果により補助金交付の可否が決定し、

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定兼補助金額確定通知書

又は、

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金不交付通知書

が送付されます。

補助金交付決定となった場合には、本申請に関する「アンケート調査票」を送付しますので、回答の上、同封の返信用封筒にて必ず警察本部まで返信ください。



6 補助金の交付

補助金交付が決定した申請者名義の指定口座に、補助金が振り込まれます。

※ 事務手続きの関係上、申請受付から補助金の交付までに、数か月要する場合がありますので、ご理解をお願いします。